

第12章 区民生活の早期再建

【基本方針】

震災後の区民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した区民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

そこで本章では、罹災証明書の交付、生活相談のための生活相談総合窓口の設置、応急仮設住宅の供給、応急修理の実施、災害用トイレ及びし尿処理体制、また、災害廃棄物処理等の区民の生活再建についての対策を示す。

| 予防対策 | 頁 | |
|-----------------------------|--|-------|
| 1 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備 | 震-355 | |
| 2 情報システムのバックアップ体制の構築 | 震-356 | |
| 3 トイレの確保及びし尿処理 | 震-356 | |
| 4 ごみ処理 | 震-357 | |
| 5 災害廃棄物処理 | 震-357 | |
| 6 災害救助法等 | 震-358 | |
| 7 円滑な被災者生活再建の実施に向けた生活総合相談体制 | 震-359 | |
| 応急対策 | 頁 | |
| 1 住家被害認定調査等 | 震-360 | |
| 2 義援金の募集・受付・配分 | 震-361 | |
| 3 トイレの確保及びし尿処理 | 震-361 | |
| 4 ごみ処理 | 震-363 | |
| 5 災害廃棄物処理 | 震-363 | |
| 6 土石、竹木等の除去 | 震-364 | |
| 7 災害救助法等の適用 | 震-365 | |
| 8 激甚災害の指定 | 震-366 | |
| 復旧対策 | 頁 | |
| 1 被災住宅の応急修理 | 震-368 | |
| 2 建設型応急住宅の供与 | 震-369 | |
| 3 公的住宅や民間賃貸の供給 | 震-371 | |
| 4 被災者の生活相談等の支援 | 震-371 | |
| 5 義援金の募集・受付・配分 | 震-373 | |
| 6 被災者の生活再建資金援助等 | 6-1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 6-2 被災者生活再建支援金の支給 | 震-374 |
| 7 職業のあっせん | | 震-375 |
| 8 各種減額・免除等 | 8-1 特別区税の徴収猶予及び減額・免除等 8-2 国民健康保険料・一部負担金の徴収猶予及び減額・免除等 8-3 国民年金保険料の免除 8-4 後期高齢者医療保険料・一部負担金の徴収猶予及び減額・免除 8-5 介護保険料・介護サービス費等の減額・免除 8-6 障害福祉サービス費の減額・免除 | 震-375 |
| 9 日本郵便株の復旧・復興支援 | | 震-377 |
| 10 融資 | | 震-377 |
| 11 がれき処理の実施 | | 震-378 |
| 12 災害救助法の運用等 | | 震-378 |
| 本章の関係する関連計画・マニュアル | | |
| 北区災害廃棄物処理計画 | | |

【予防対策】

1 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

| | |
|----|----------------------------|
| 担当 | 危機管理室／地域振興部／区民部／まちづくり部／消防署 |
|----|----------------------------|

第1 被災者生活再建支援システム

1. 被災者台帳の役割と活用

- (1) 被災者台帳は、各被災者の状況を一元管理し、支援漏れや手続の重複を防止するため、住民基本台帳情報等を元に、被災者別に作成される。本台帳の主な活用例として、住家被害認定調査結果の登録、罹災証明書の交付、各種支援制度の適用管理等がある。
- (2) 区は、災害後、迅速かつ公平に被害者の生活再建支援を進めるための基礎とする被災者台帳を速やかに作成する必要がある。

2. 被災者生活再建支援システム

- (1) 被災者台帳の作成は、東京都被災者生活再建支援システム利用協議会の参画自治体である都内各区市町村が共同で利用する「被災者生活再建支援システム」を使用して行う。
- (2) 被災者生活再建支援システムの運用管理に当たっては、関係課で部会等を組織し、検討を行う。
- (3) 区職員が罹災証明書交付手順に習熟するために、区は、平常時から対応マニュアルを作成し、定期的に訓練を行う。具体的な手順は、東京都被災者生活再建支援システム利用協議会が作成する「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン（平成29年5月）」を参考とする。
- (4) 区は、東京消防庁との協定に基づき、罹災証明書交付に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立し、区内各消防署と定期的に罹災証明書の交付訓練等を行う。
- (5) 区と東京都（主税局）は、罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について連携を図る。
- (6) 区は、平常時からホームページ等の手段を用いて、罹災証明書の説明、その申請手続、住家被害認定調査に関して十分に周知を図るものとする。
- (7) 区は、罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査に関する講習会や訓練を実施し、同調査に関する人材の育成に努める。

第2 データのバックアップ体制の構築

区は、行政情報や住民データなどの重要データの保管など、震災時に備えたバックアップ体制の構築に努める。

2 情報システムのバックアップ体制の構築

| | |
|----|-------|
| 担当 | 政策経営部 |
|----|-------|

区民生活の早期再建に必要な区の情報システムについて、震災等で被害を受けないよう、また、被害を受けた場合でも早期に復旧・利用が可能となるように、データ及びプログラムの安全確保策の整備を進める。

3 トイレの確保及びし尿処理

| | |
|----|-------------------|
| 担当 | 危機管理室／生活環境部／都下水道局 |
|----|-------------------|

第1 災害用トイレの確保

- (1) 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。この確保に当たっては、携帯トイレや簡易トイレ等を含めるとともに、要配慮者の利用を想定して、車椅子使用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別にかかわらず利用できる男女共用トイレ等の設置など、バリアフリー化を推進する。
※ 過去の災害における確保数や、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮（内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」参照）
- (2) 発災から3日間程度は、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、し尿を下水道へ直接投入するマンホールトイレの整備を推進する。
- (3) 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

第2 し尿収集・処分体制の整備

- (1) 区は、都下水道局と覚書を締結し、マンホールトイレに用いる人孔の整備を推進するとともに、水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホールへのし尿搬入体制を整備する。また、毎年、関係者によるし尿投入・受入訓練を実施する。
- (2) 区は、民間企業等と協定を締結し、し尿収集車の確保を推進する。
- (3) 区における詳細なし尿収集・処分体制は、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（平成27(2015)年3月）」に基づき策定した「北区災害廃棄物処理計画（平成31(2019)年3月）」に定める。

第3 避難所等のトイレ対策事業

- (1) 可とう性を有する排水設備の整備
貯留型仮設トイレの備蓄配備に加え、災害時の避難所となる区立学校のうち、校舎の耐震化工事の完了や都下水道局による下水道本管の耐震化工事の進捗に合わせて、既存の学校のトイレが使用できるように、屋外排水管やますに可とう性を持たせるなど、屋外排水設備の耐震化を図る。

- (2) 都下水道局と連携し、し尿を下水道へ直接投入するマンホールトイレの拡充を図る。
- (3) 区は、清潔な環境を維持するために、衛生管理に必要な備品、消耗品等の備蓄を進める。

第4 災害用トイレの普及啓発

- (1) 区は、事業者及び家庭に対して、当面の目標として3日分の災害用トイレを備蓄するよう啓発する。また、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知する。
- (2) 区は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄、し尿の収集可能な場所等をあらかじめ選定しておくとともに、住民に周知する。
- (3) 災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、各機関に対し災害用トイレを利用した各種訓練(設置訓練・利用訓練等)を実施するよう呼びかける。

4 ごみ処理

| | |
|----|---------------------------------|
| 担当 | 生活環境部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会 |
|----|---------------------------------|

- (1) 区は、所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化を促進するとともに不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、その確保に努める。
- (2) 区は、北区災害廃棄物処理計画に基づき、ごみ処理体制の構築を促進する。
- (3) 区は、北区災害廃棄物処理計画に従い、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合及び清掃協議会と連携したごみ処理体制を構築する。
- (4) 区は、被災時のごみの分別方法、収集方法及び集積場所について、平常時から区内に周知する。

5 災害廃棄物処理

| | |
|----|--|
| 担当 | 生活環境部／まちづくり部／土木部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会 |
|----|--|

- (1) 区は、所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、その確保に努める。
- (2) 災害廃棄物処理に係る資機材等の確保、仮置場等の選定・管理運営その他の災害廃棄物処理に関する手順等は、北区災害廃棄物処理計画及び「北区災害廃棄物処理実施マニュアル（令和3(2021)年12月）」に定める。

6 災害救助法等

| | |
|----|---------|
| 担当 | (災対) 各部 |
|----|---------|

第1 災害救助法の適用基準

1. 災害が発生した段階の適用

災害救助法（以下「救助法」という。）の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、区においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法の適用を申請する。

- (1) 区の地域内の住家が滅失した世帯数が150世帯以上であること
- (2) 都の区域内の住家のうち滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、区の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が75世帯以上であること
- (3) 都の区域内で住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害を被ったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと
- (4) 多数の者が生命又は身体の危害を受け、又は受けるおそれがある場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること

2. 災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用する。

第2 滅失世帯の算定基準

1. 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯数の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2. 住家の滅失等の認定

- (1) 住家が滅失したもの（「全壊、全焼又は流出」という。）

住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

- (2) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの（「半壊又は半焼」という。）

住家の損壊又は焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

- (3) 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。）

損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの

- (4) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となったもの
前(1)、(2)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3. 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいう。ただし耐火構造アパート等の居住の用に供している部屋が遮断、独立しており日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

7 円滑な被災者生活再建の実施に向けた生活総合相談体制

| | |
|----|------------------|
| 担当 | (災対) 区民部／(災対) 各部 |
|----|------------------|

- (1) 区は、円滑な被災者生活再建支援のために、被災者生活再建相談窓口開設実績のあるNPO法人その他民間団体情報を収集整理する。
- (2) 区は、被災者の円滑な生活再建支援のために、区の施策事業を生活再建支援の視点で整理する。また、迅速な「問合せ窓口」の開設方法及び窓口の運用体制を整備する。
- (3) 区は、罹災証明書の交付窓口において、罹災証明書交付後の生活再建に関する相談体制の整備に向け、防災関係機関との間において、相談専門員の派遣等について、協議を進める。
- (4) 区は、区民の生活再建支援のための職員研修を行う。

【応急対策】

1 住家被害認定調査等

| | |
|----|-----------------|
| 担当 | (災対) まちづくり部／消防署 |
|----|-----------------|

第1 住家被害認定調査体制

1. 住家被害認定調査体制の構築

- (1) 区は、震災後、速やかに家屋及び住家に関する被害情報を収集し、被害状況の概要を把握するとともに、調査業務量を想定し、調査対象地域、調査手法・班編成及び罹災証明書交付時期との関係を考慮した調査期間等の調査方針を決定する。
- (2) 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。
- (3) 調査方針に基づき、必要な人員の確保、調査に必要な器材の調達・確保を行い、調査を実施する。調査結果は、都災対本部にも報告する。
- (4) 消防署は、連絡会等で区と情報共有するとともに、火災による被害状況調査を実施する。
- (5) 住家被害認定調査結果は、被災者台帳の作成・罹災証明書の交付に必要である。
→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第12章 区民生活の早期再建
【復旧対策】4 被災者の生活相談等の支援
第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の交付 (p震-372) 参照

2. 住家被害認定調査要員の確保

- (1) 区は、住家被害認定調査の実施に際し、必要な調査要員を確保するために、都及び他自治体に職員の派遣要請を行う。
- (2) 区は、震災後に区職員に対し、住家被害認定調査に関する簡易なトレーニングを実施し、災対各部からも応援職員を確保する。

第2 住民への広報

区は、住家被害認定調査や、罹災証明書について、広報紙の配布・掲示、報道機関等との連携により、区民へ以下の内容等の広報を実施する。

- (1) 被害認定調査、罹災証明書に関する業務の実施スケジュール
- (2) 応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなど
- (3) 罹災証明書の交付や罹災証明書によって受けられる支援制度など

2 義援金の募集・受付・配分

| | |
|----|---|
| 担当 | (災対) 地域振興部／(災対) 区民部／(災対) 福祉部／(災対) 会計管理室 |
|----|---|

第1 義援金の募集

- (1) 区は、被害の状況を勘案し、独自で義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。
- (2) 区は、独自で義援金を募集する場合は、都の例に則り「義援金募集配分委員会」を立ち上げる。なお、義援金募集配分委員会については、被災状況等により柔軟に構成するものとする。
- (3) 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。

第2 義援金の受付

- (1) 義援金の募集が決定した場合は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。
- (2) 都の義援金募集にも協力する。
- (3) 受領した義援金については、寄託者に受領書を交付する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の交付に代えることができる。

第3 義援金の配分

- (1) 義援金の配分は「義援金募集配分委員会」の決定による。
- (2) 配分の方法は、原則として口座振替による。ただし、口座振替により難い特段の事情がある場合は、窓口払いにより行う。

3 トイレの確保及びし尿処理

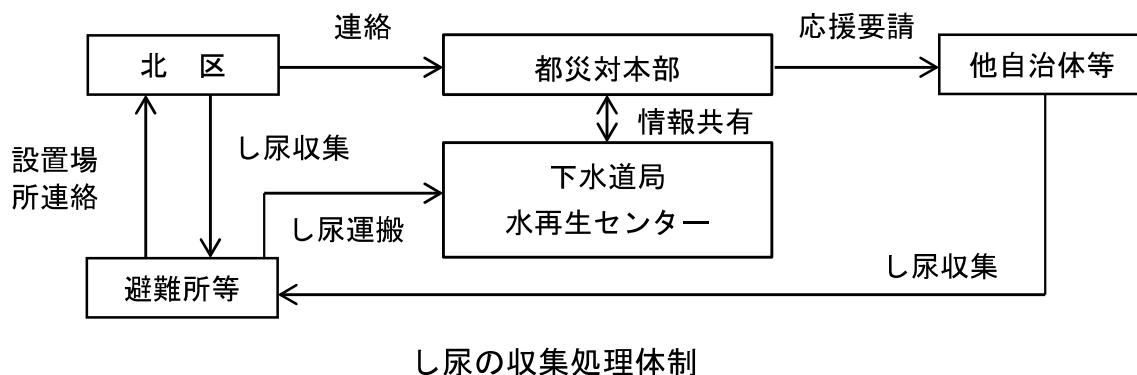
| | |
|----|--|
| 担当 | (災対) 生活環境部／(災対) 教育振興部／都環境局／都福祉局／都総務局／都下水道局 |
|----|--|

第1 対策内容

- (1) 区は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都と連携して下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール）への搬入を実施する。
- (2) 断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保する。

第2 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入

- (1) 区は、北区災害廃棄物処理計画及び北区災害廃棄物処理実施マニュアルに基づき、仮設トイレ等の設置状況にあわせた収集体制を整備する。
- (2) 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール、し尿処理施設等に搬入する。
- (3) 仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
- (4) 区は、区や協定締結先等で確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合には、都に応援を要請する。
- (5) 区は、都に被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。
- (6) 都内ではし尿収集車保有台数が少ないとことから、区では、し尿を下水道へ直接投入する方法を主として想定するなど、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。



第3 避難所等における対応

1. 避難場所における対応

- (1) 延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等、避難場所の状況に応じて、受水槽、非常災害用井戸等によって水を確保し、下水道機能の活用を図る。
- (2) マンホールトイレ、便槽付きの仮設トイレ等を設置し、近隣住民等の利用に供する。
- (3) 都は、下水道機能を確保するため、避難場所からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進する。

2. 避難所における対応

- (1) 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- (2) 発災後4日目からは、区は、し尿収集車の確保状況に合わせ、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- (3) 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して、広域応援等により必要数の確保を

要請する。

- (4) 都は、下水道機能を確保するため、避難所からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進する。
- (5) 避難所敷地内の排水設備については、区が管工会に対し、応急復旧支援を要請する。

3. 地域における対応

- (1) 上水機能に支障が発生している場合には、区内の災害時協力井戸、災害用給水所（深井戸）、貯水槽等から水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
- (2) 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業者・区民における備蓄（災害用トイレ）を活用する。
- (3) 便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、あわせて利用する。

4 ごみ処理

| | |
|----|-------------------------------------|
| 担当 | (災対)生活環境部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会 |
|----|-------------------------------------|

- (1) 区は、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合及び清掃協議会と連携して、生活ごみの収集・運搬体制を速やかに確立するとともに、実施に当たっては、ボランティア・市民活動団体等と協力し、円滑な遂行を図る。
- (2) 区は、北区災害廃棄物処理計画及び北区災害廃棄物処理実施マニュアルに基づき、ごみの発生推定量、地区集積所の場所等、ごみ処理に係る具体的な事項を被災状況に応じて決定し、対応を行う。
- (3) 区は、被災状況を都に報告するとともに、収集・運搬機材や人員等の確保に関する広域的な支援が必要な場合、応援の要請を行う。

5 災害廃棄物処理

| | |
|----|--|
| 担当 | (災対)生活環境部／(災対)まちづくり部／(災対)土木部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会 |
|----|--|

- (1) 区は、北区災害廃棄物処理計画及び北区災害廃棄物処理実施マニュアルに基づき、災害廃棄物の発生推定量、地区集積所の場所など、災害廃棄物処理に係る具体的な事項を被災状況に応じて決定し、対応する。
- (2) 特別区は、二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一次保管場所等を共同で設置するとともに、災害廃棄物処理推進体制を整備し、連携して対応を行う。
- (3) 区は、被害状況を確認し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、公費負担による災害廃棄物処理の対象となる範囲を定め、公表する。
- (4) 区は、都へ被害状況（廃棄物処理施設等）及び災害廃棄物発生量の報告を行うとともに、特別区のみで対応することが困難であるときは、応援を要請する。
- (5) 区は、円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携する。

6 土石、竹木等の除去

| | |
|----|--------------------------|
| 担当 | (災対) 生活環境部／(災対) 土木部／都総務局 |
|----|--------------------------|

- (1) 住家に流入した土石、竹木等の除去は、救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上、実施する。

| 機関名 | 対策 |
|-----|--|
| 区 | 救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。 |
| 都 | 救助法適用後は、区の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。 第一次的には、区保有の器具、機械を使用する等、区と協力して実施し、労力又は機械力不足の場合は、都（本部長室）に要請し、隣接区市町村からの派遣を求めるとともに、東京建設業協会に対し資機材・労力等の提供を求める。 |

- (2) 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者は、次の全ての要件を満たすものとする。
- ア 自らの資力では、障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）
 - イ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は家への出入りが困難となる敷地等の部分に障害となるものが運び込まれていること
 - ウ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（ただし、本宅に障害物が運び込まれても、別宅がある場合等は、対象とならない。）
 - エ 半壊又は床上浸水している又はしていたこと（全壊、流失又は床下浸水の住家は、対象とならない。）
 - オ 原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること

7 災害救助法等の適用

| | |
|----|---------|
| 担当 | (災対) 各部 |
|----|---------|

第1 救助の実施機関

区の地域で、都における救助法の適用を申請する基準を超える被害が生じ、知事が救助法第2条の規定に基づき救助に着手したときは、区長は、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を区長に委任する。

なお、災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないとき、区長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

第2 適用要請

災害に際し、区における救助法の適用を申請する基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、区長は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、次に掲げる事項を明らかにし、救助法の適用を知事に要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を申請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

第3 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

なお、北区における災害報告の様式には、被害概況速報、被害状況調、世帯構成員別被害状況があり、速やかに取りまとめることとする。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策資料となるため、区長は迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するものとする。

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

本編

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

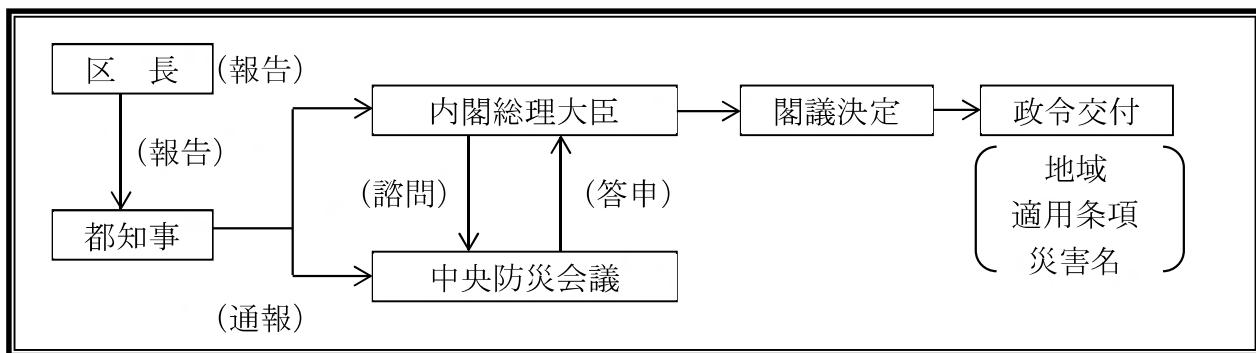
8 激甚災害の指定

担当 (災対) 各部

第1 激甚災害指定の手続

災害が発生した場合、区長は、速やかに災害の状況及びこれに対して実施した措置の概要を都知事に報告し、報告を受けた都知事は、内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、報告を受けた災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いた上で、激甚災害として指定する。なお、当該災害に対する財政援助措置は、激甚災害の指定後に内閣総理大臣が制定する政令に基づいて実施される。



第2 激甚災害に関する被害状況等の報告

- (1) 区長は、その区域内に災害が発生したときは、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかに、その被害状況等を都知事に報告するものとする。
- (2) 被害の状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。
 - ア 災害の原因
 - イ 災害が発生した日時
 - ウ 災害が発生した場所又は地域
 - エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
 - オ 災害に対しとられた措置
 - カ その他必要な事項

第3 激甚災害指定基準

激甚災害の指定は、昭和37(1962)年12月7日中央防災会議が決定した指定基準があり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。

※ 激甚災害指定基準【資料編 p資-63参照】

第4 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定するため、昭和43(1968)年11月22日中央防災会議が基準を定めている。

なお、激甚災害指定等の政令の公布時期は、過去の例によると、災害終了後2ヶ月以内に行われる。局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等にかかわるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

※ 局地激甚災害指定基準【資料編 p資-65参照】

第5 特別財政援助等の申請手続

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局へ提出する。

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

本編

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

【復旧対策】

1 被災住宅の応急修理

| | |
|----|---------------------|
| 担当 | (災対) まちづくり部／都住宅政策本部 |
|----|---------------------|

首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理の実施が必要となる。

このため、都は、応急修理の必要規模について迅速に調査の上、区市町村に募集・受付・審査等について委任するとともに、応急修理方針等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。

区は、原則として、応急修理の募集・受付・審査等の事務を行う。

第1 住宅の応急修理の概要

1. 応急修理の目的

救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

2. 対象者

災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

3. 対象者の調査及び選定

区は、被災者の資力その他生活条件に関する調査及び区長が交付する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、募集・受付・審査等の事務を行う。

4. 修理

都が、応急修理に関する協定締結団体と調整の上、応急修理を行う業者のリストを作成し、区は、リストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

5. 経費

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

6. 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。

（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）

7. 帳票の作成

応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。

2 建設型応急住宅の供与

| | |
|----|--------------------|
| 担当 | (災対)まちづくり部／都住宅政策本部 |
|----|--------------------|

第1 活動方針

災害時には、住家が倒壊、焼失又は破損することが予想される。その場合、自己の資力で住家を確保できない罹災者を対象に、応急的な住宅を建設・供給する。

第2 活動計画

- (1) 都は、応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表する。
- (2) 都は、応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。
- (3) 区は、必要に応じて、工事監理への協力に努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。

第3 建設用地の選定

1. 都の役割

- (1) 都は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておくために、年1回、区から報告を求める。
- (2) 都は、区から報告を受けた建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。
- (3) 選定に当たり、区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間での融通を行う。

2. 区の役割

- (1) 区は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を定める。
 - ア 接道及び用地の整備状況
 - イ ライフラインの状況（埋設配管）
 - ウ 避難場所などの利用の有無
- (2) 都による応急的な住宅の建設に当たり、区内の用地だけでは所要戸数の確保が困難な場合には、区は、他の区市町村と連携を図り融通しあう。

※ 応急仮設住宅建設予定地一覧【資料編 p資-66参照】

第4 建設型応急住宅の着工と規模等

1. 建設計画

首都直下地震等による東京の被害想定（令和4(2021)年5月25日公表）における都心南部直下地震（冬・夕方・8m/秒）の場合、区の全焼、全壊棟数は、3,763棟である。区の建物棟数から被害率を算定し、被災する世帯に換算すると、約12,000世帯になる。応急仮設住宅等の必

第12章 区民生活の早期再建 【復旧対策】

要戸数は、関東地震や阪神・淡路大震災等の経験から、全焼、全壊及び流失世帯の合計数の3割程度と推定される。このため、区の建設目標数は、最大で概ね3,600戸である。

2. 着工と規模

- (1) 建設型応急住宅は、災害発生から20日以内に着工する。都は、必要に応じて、工事の監督を区等に委任する。
- (2) 建設型応急住宅の規模は、1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。
- (3) 構造は、平屋建て又は二階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じて、その他構造を選定する。
- (4) 必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯等に配慮した設備・構造の住宅とする。
- (5) 建設に当たり、防火安全対策を十分講じるものとする。

第5 入居者の募集・選定等

1. 入居資格

- (1) 次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。
 - ア 住家が全焼、全壊又は流失した者
 - イ 居住する住家がない者
 - ウ 自らの資力では住家を確保できない者
- (2) 使用申込みは1世帯1か所限りとする。

2. 都の役割

- (1) 都は、建設型応急住宅の入居者の募集計画を策定し、区に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- (2) 割り当てに際しては、原則として区の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。

3. 区の役割

- (1) 住宅の割り当てを受けた区は、区内被災者に対し募集を行う。
- (2) 住宅の割り当てに際して、所要戸数の確保が困難な場合には、区は他の区市町村と連携を図り融通しあう。
- (3) 入居者の選定基準は、都が策定し、それにに基づき、当該建設型応急住宅が存する区が入居者の選定を行う。
- (4) 建設型応急住宅を管理、運営するに当たり、適宜入居者に対して防火安全対策について指導する。

第6 帳簿の整備

建設型応急住宅の供給に伴い、区は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

第7 管理及び入居期間

建設型応急住宅の管理は、原則として、供給主体が行うものとし、入居管理等は、区が行う。入居期間は、竣工の日から原則として2年以内とする。

3 公的住宅や民間賃貸の供給

| | |
|----|---------------------|
| 担当 | (災対) まちづくり部／都住宅政策本部 |
|----|---------------------|

第1 対策内容

一般被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設のほかに、都と連携して、公的住宅や民間賃貸住宅の空き家を提供する。

第2 公的住宅による一時提供型住宅

- (1) 都は都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。
- (2) 区は、区営住宅の空き家を提供し、都より割り当てられた住宅についての募集・選定等を行うこととする。

第3 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅

- (1) 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。
- (2) 区は、都から割り当てられた住宅について入居者の募集・選定等を行う。

第4 入居資格・選定等

原則として、建設型応急住宅の例に準拠する。

第5 帳簿の整備

区は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

4 被災者の生活相談等の支援

| | |
|----|-----------------|
| 担当 | (災対) 各部／警察署／消防署 |
|----|-----------------|

第1 生活相談総合窓口の体制整備と開設

- (1) 区は、震災後の地域の実情及び被災者の利便性を考慮し、区内3か所（北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館）に生活相談総合窓口を順次開設する。なお、開設期間・開設順等については、震災復興本部が、地域の被災状況や被害規模等を考慮し決定する。
- (2) 区は、震災復興本部事務局に生活相談総合窓口対応班を設置し、各生活相談総合窓口の対応状況の把握や調整、情報の共有及び取りまとめ等を行う。各担当部課は、復旧・復興期の以下のようないしの相談業務等を生活相談総合窓口において担当する。
ア 住宅関連として、応急仮設住宅の入居、公営住宅・空き家等のあっせん、応急修理等建築相談、がれき処理等の相談

第12章 区民生活の早期再建 【復旧対策】

イ 罹災証明書の申請及び交付、見舞金・義援金の申請、弔慰金・支援金の申請、区税・国民健康保険料等の減免・猶予等の発行等の受付・申請

ウ 個人又は事業者を対象とした各種融資等の案内

エ その他の相談・受付業務として、健康福祉・教育、各種法律相談、雇用・就業あつせん、建築制限に関する相談、行方不明者の捜索等

(3) 区は、警察署、消防署等とも密に連携を図り、必要に応じて区が開設する生活相談総合窓口への参画などを要請する。

(4) 区は、生活相談総合窓口を開設した場合は、速やかに区民に広報し、その周知を図る。また、被災者が受けることが可能な生活再建支援策について整理してまとめ、パンフレット等の印刷物又はホームページへの掲載などで周知を図る。

(5) 区は、都と連携して、避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の交付

1. 交付場所等

(1) 区は、被災者から申請があったとき、被害程度を証明する罹災証明書を交付する。罹災証明書は、区内3か所に順次開設する生活相談総合窓口にて交付する。

(2) 区は、罹災証明書の交付に際し、必要な人員を確保するために、都・他自治体に職員の派遣要請を行う。

2. 業務手順等

(1) 区は、住家被害認定調査結果等を把握し、都に報告する。

(2) 区は、被災者生活再建支援システムを利用し、住家被害認定調査の結果や、住民基本台帳等のデータを活用し、被災者台帳を作成する。都が保有する被災者に関する情報を必要とする場合は、その情報提供を都に求める。

(3) 住家被害認定調査結果に基づき、速やかに罹災証明書の交付手続を実施する。

(4) 罹災証明書の対象を建築物の被害に限定する。罹災証明書の中には、被害の程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊の別）を明示する。

(5) 被災者台帳に基づき、各種被災者生活再建支援業務を推進する。

※ 罹災証明書【資料編 p資-68参照】

3. 留意点

(1) 区は、住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について府内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。

(2) 区は、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。

(3) 区は、住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第二次調査を実施する。

(4) 区は、火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、東京消防庁と連携を図る。

第3 巡回相談・出前型相談

- (1) 震災直後から復旧・復興過程において、被災者の直面する問題は個別化・多様化し、深刻化する。そこで、区は、避難所や仮設住宅等への巡回相談や、相談員の派遣等による心のケア等出前型の相談対応を目指し、高齢者あんしんセンター等と連携し、専門ボランティアの確保に努める。
- (2) 各消防署は、被災者に対して復興期における出火防止指導を実施する。

5 義援金の募集・受付・配分

| | |
|----|---|
| 担当 | (災対) 地域振興部／(災対) 区民部／(災対) 福祉部／(災対) 会計管理室 |
|----|---|

第1 都の役割

1. 東京都義援金配分委員会の設置

都は、義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都災対本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置する。

2. 義援金の管理

都福祉局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。

3. 義援金の配分

(1) 都委員会の開催

義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。

ア 被災区市町村への義援金の配分計画の策定

イ 義援金の受付・配分に係る広報活動

ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

(2) 義援金の送金

決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金する。

4. 義援金の広報

義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

第2 区の役割

1. 義援金の募集・受付

- (1) 義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。
- (2) 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。
- (3) 義援金の受付状況について、都委員会に報告するとともに、受け付けた義援金については、都委員会に送付する。
- (4) 義援金の受領については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込の場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

第12章 区民生活の早期再建 【復旧対策】

2. 義援金の配分・受入れ

都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。

3. 義援金の支給

- (1) 区は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。
- (2) 区は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

6 被災者の生活再建資金援助等

6-1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

| | |
|----|--------------------------------|
| 担当 | (災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) 福祉部 |
|----|--------------------------------|

自然災害により死亡した区民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

※ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 【資料編 p資-68参照】

※ 小災害罹災者に対する見舞金・見舞品 【資料編 p資-69参照】

6-2 被災者生活再建支援金の支給

| | |
|----|----------|
| 担当 | (災対) 区民部 |
|----|----------|

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

第1 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、以下のいずれかに該当するものを指す。

- (1) 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した場合
- (2) 区の区域内で、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
- (3) 都の区域内で、100世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
- (4) (1)又は(2)の区市町村を含む都の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合
(人口10万人未満の区市町村に限る)
- (5) (1)～(3)の被害を有する区域に隣接し、区の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合 (人口10万人未満の区市町村に限る)
- (6) (1)若しくは(2)の被害を有する区市町村を含む都道府県又は(3)の被害を有する都道府県が2以上ある場合に、区の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合 (人口10万人未満の区市町村に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合 (人口5万人未満の区市町村に限る)

※ 被災者生活再建支援金 【資料編 p資-70参照】

第2 制度の対象となる被災世帯

第1の自然災害により

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

7 職業のあせん

| | |
|----|-----------------|
| 担当 | (災対) 地域振興部／都労働局 |
|----|-----------------|

- (1) 被災者の職業あせんについて、必要に応じて、ハローワーク、都又は国に要請する。
また、必要に応じて、相談窓口を開設する。
- (2) 都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

8 各種減額・免除等

8-1 特別区税の徴収猶予及び減額・免除等

| | |
|----|----------|
| 担当 | (災対) 区民部 |
|----|----------|

罹災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は東京都北区特別区税条例に基づき、特別区税の税制上の緩和措置として、申告等期限の延長、減額・免除、納税の猶予等、適時、適切な措置を実施する。

ただし、申告等期限の延長については、北区の全部又は一部の地域にわたり広範囲に災害が生じた場合で、特に必要があるときは、東京都北区特別区税条例施行規則に基づき、公示により地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

8-2 国民健康保険料・一部負担金の徴収猶予及び減額・免除等

| | |
|----|----------|
| 担当 | (災対) 区民部 |
|----|----------|

罹災した国保加入世帯に対し、国民健康保険法又は東京都北区国民健康保険条例等に基づき、保険料及び一部負担金の徴収猶予及び減額・免除等、適切な措置を実施する。

8-3 国民年金保険料の免除

| | |
|----|----------|
| 担当 | (災対) 区民部 |
|----|----------|

被保険者（強制加入）又はその世帯員が罹災により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難なときは、申請を受け、区長による意見を記入の上、北年金事務所に送付する。

8-4 後期高齢者医療保険料・一部負担金の徴収猶予及び減額・免除

| | |
|----|----------|
| 担当 | (災対) 区民部 |
|----|----------|

罹災した後期高齢者医療制度被保険者が、保険料又は一部負担金を納められなくなった場合は、東京都後期高齢者医療広域連合の条例等に基づき、保険料及び一部負担金の徴収猶予、減額又は免除等の申請を受け、広域連合に送付する。

8-5 介護保険料・介護サービス費等の減額・免除

| | |
|----|----------|
| 担当 | (災対) 福祉部 |
|----|----------|

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、介護サービス等の費用又は保険料を負担することが困難と認めた場合、申請により以下の減額又は免除を行う。

- (1) 要介護（要支援）認定者の介護サービス等の利用者負担の減額又は免除
- (2) 第1号被保険者の保険料の徴収猶予、減額又は免除

8-6 障害福祉サービス費の減額・免除

| | |
|----|----------|
| 担当 | (災対) 福祉部 |
|----|----------|

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、障害福祉サービス等の費用を負担することが困難と認めた場合に、申請により以下の減額又は免除を行う。

- (1) 介護給付、訓練等給付等の利用者負担の減額又は免除

9 日本郵便(株)の復旧・復興支援

担当 日本郵便(株)

第1 計画方針

災害発生時において、地域お客様サービスの確保を図るため、郵便局施設の被害を最小限にとどめる対策を講じ、被害施設の早期復旧に努める。

第2 地域復興支援

全国から寄せられる支援物資等の配達に取り組み、地域の復興に協力する。

第3 区との相互協力

「北区と郵便事業株式会社との災害時における相互協力に関する協定」に基づき、被災者に対する郵便はがき等の交付、避難所における臨時の郵便差出箱の設置など、相互に協力して復興に努める。

10 融資

担当 (災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) 福祉部

第1 北区災害援護資金貸付

救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

※ 災害援護資金 【資料編 p資-71参照】

第2 生活福祉資金

東京都社会福祉協議会は、被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。区においては、北区社会福祉協議会で受け付ける。

第3 中小企業融資あっせん(緊急資金)

災害等により損失を受けた中小企業に対して、緊急に必要な資金を低利で活用できるよう取扱金融機関に融資のあっせんをする。

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

本編

第3部

震災対策編

資料編

風水害対策編

11 災害廃棄物処理の実施

| | |
|----|---|
| 担当 | (災対) 生活環境部／(災対) まちづくり部／(災対) 土木部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会 |
|----|---|

- (1) 区は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。
- (2) 所管区域内の一次仮置場の集積や運搬状況等を把握する。
- (3) 処理施設の被災状況を調査するとともに、施設復旧策を検討し、都に報告する。
- (4) 特別区で連携し、災害廃棄物の最終処分受入場所の確保に努める。

12 災害救助法の運用等

| | |
|----|---------|
| 担当 | (災対) 各部 |
|----|---------|

第1 救助の種類

- (1) 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。
 - ア 避難所の設置
 - イ 応急仮設住宅の供与
 - ウ 炊出しその他のによる食品の供給及び飲料水の供給
 - エ 被服、寝具、その他生活必需品の供給又は貸与
 - オ 医療及び助産
 - カ 被災者の救出
 - キ 被災した住宅の応急修理
 - ク 生業に必要な資金、器具又は資料の供給又は貸与
 - ケ 学用品の供給
 - コ 埋葬
 - サ 死体の搜索及び処理
 - シ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

第2 救助の実施方法等

1. 災害報告

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第12章 区民生活の早期再建
【応急対策】7 災害救助法等の適用 (p震-365) 参照

2. 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、区長から知事に報告するものとする。

3. 救助法による救助の程度・方法及び期間

救助法による救助の程度・方法及び期間は、災害救助法施行細則第2条別表第一に定めるところによる。

4. 実費弁償

災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定するものに対する実費弁償のため支出できる費用（災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する業者及びその従事者に対する実費弁償のための支出できる費用）は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその3/100の額を加算した額以内の額とする。

※ 災害救助法に関する実費弁償 【資料編 p資-72参照】

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

第2部

本編

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

第13章 人的・物的受援（応援の受入れ）体制

【基本方針】

大規模災害が発生した場合、平常時業務の継続、緊急対応及び応急対応を円滑に進めるためには、区職員だけでは人員不足になることは明らかである。他自治体等からの応援を円滑に受け入れ、一日も早く区民生活を再建するため、本章では、東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえた受援に関する基本的な方針を定める。

| 予防対策 | 頁 |
|-------------------|-------|
| 1 受援に関する方針の作成 | 震-381 |
| 2 相互応援協定締結自治体との交流 | 震-381 |
| 3 災害対応派遣要員の事前把握 | 震-381 |
| 応急対策 | 頁 |
| 1 応急期受援体制 | 震-382 |
| 2 救出救助機関からの受援 | 震-382 |
| 3 人的受援 | 震-383 |
| 4 物的受援 | 震-385 |
| 5 費用負担 | 震-387 |
| 6 被災地への人的物的応援 | 震-388 |
| 本章の関係する関連計画・マニュアル | |
| — | |

【予防対策】

1 受援に関する方針の作成

| | |
|----|-----|
| 担当 | 区各部 |
|----|-----|

- (1) 区は、被災時に通常業務を大きく超えて発生する災害対応業務を、他自治体職員等の応援を受けて処理し、もって区民生活の早期再建及び行政機能の復活を果たすため、「(仮称) 東京都北区災害時受援応援計画」を作成する。
- (2) 受援に関する方針は、①受援開始及び終了判断基準、②受援体制（受援窓口の設定）、③応援者、④受援の事前準備、⑤受援業務、⑥物資の受援の各項目により構成する。また、受援は、発災後の局面に応じて、応急期受援と復旧・復興期受援に分けて考える。初動期（発災直後）には、受援の体制を整える。
- (3) 受援業務は、被災前に選定し、選定した受援業務に関して、応援者のための業務実施マニュアルを整える。
- (4) 受援業務は、これまでの災害対策の積み重ねにより、応援が定着している業務（避難所での健康相談、建築物の応急危険度判定、罹災証明書交付など）及び「北区業務継続計画」において緊急時優先業務と定められている業務を中心に選定する。
- (5) 受援経費の負担方法を明確にする。
- (6) 都への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- (7) その他、応援体制についても検討を行う。

2 相互応援協定締結自治体との交流

| | |
|----|-----------|
| 担当 | 総務部／危機管理室 |
|----|-----------|

区は、応援が想定される相互応援協定締結自治体と、平常時から職員同士の交流及び共同訓練を行い、連携体制を構築する。

3 災害対応派遣要員の事前把握

| | |
|----|-----------|
| 担当 | 総務部／危機管理室 |
|----|-----------|

区は、区外で大規模災害が起きた場合に被災自治体に応援職員を派遣することを想定し、適切な人材を迅速に派遣するため、応援業務を担うことができる資格又は技術を持つ職員を平常時から把握する。

【応急対策】

1 応急期受援体制

| | |
|----|-----------------|
| 担当 | (災対) 本部／(災対) 各部 |
|----|-----------------|

応急期の受援体制を次のとおりとする。

- (1) 災対本部長が受援の必要性を判断することにより受援を開始する。
- (2) 区災対本部に人的受援担当と物的受援担当を設ける。
- (3) 人的受援担当は、災対各部に設ける受援担当と連絡調整し、受援期間中の受援が必要な業務、必要人数及び必要な専門性を把握し、応援機関から派遣される職員の配置を行う。また、応援職員の就業環境を整える。
- (4) 災対各部に設ける受援担当は、応援職員受入れ前に、指揮命令系統を整える。受入時には、応援職員に受援業務内容の説明を行う。
- (5) 一般ボランティアの受入れは、NPO・ボランティアぶらざに設けるボランティアセンターが行うこととし、区災対本部は、災対福祉部を通して、一般ボランティアの活動状況をボランティアセンターと情報共有する。
- (6) 物的受援担当は、物資供給元と十分に連絡調整の上、支援物資に関する情報を把握し、輸送に関する各部と連携し、支援物資の適切な処理に努める。
- (7) 区の行政機能及び区民生活が回復したと災対本部長又は震災復興本部長が判断した時点で、受援を終了する。

2 救出救助機関からの受援

| | |
|----|--------------------------|
| 担当 | (災対) 本部／都総務局／警察署／消防署／自衛隊 |
|----|--------------------------|

大規模災害時に、区は、都と連携して、警察、消防、自衛隊等救出救助機関からの応援を受け入れる。

区災対本部に、救出救助機関及び東京都との連絡調整担当を置く。

連絡調整担当は、あらかじめ定められている救出救助機関のための活動拠点周辺の被災状況を把握し、都に報告する。

3 人的受援

3-1 応援要請先

| | |
|----|--|
| 担当 | (災対) 本部／(災対) 総務部／(災対) 危機管理室／東京都／特別区／他自治体 |
|----|--|

区は、災害時に独力では十分な災害応急対策を講じることができない場合には、都、特別区又は他自治体へ応援職員の派遣を要請する。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
- 第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
- 【応急対策】3 応援協力・派遣要請 (p震-204) 参照

3-2 応援要請手続

| | |
|----|-----------------------------|
| 担当 | (災対) 本部／(災対) 総務部／(災対) 危機管理室 |
|----|-----------------------------|

区は、都が「東京都災害時受援応援計画」に定める応援要請手続に従い、応援要請を行う。

3-3 プッシュ型人的支援の受入れ

| | |
|----|------------------------------|
| 担当 | (災対) 本部／(災対) 各部／東京都／特別区／他自治体 |
|----|------------------------------|

災害時は、都は、被災区からの要請に基づき人的支援を行うことを原則としているが、被災状況が甚大で要請を行えない場合は、要請がなくとも人的支援にかかる総合調整を実施することとなっている。このとき、区は、都を通して全国からプッシュ型(※)人的支援を受け入れる。

※ プッシュ型支援は、支援のニーズ情報が十分に得られない被災地へ、ニーズ予測等に基づき緊急支援を行う方法である。一方、プル型支援は、被災地の要請に応じて、支援を行う方法である。

第13章 人的・物的受援（応援の受け入れ）体制

【応急対策】

3-4 受援業務

| | |
|----|---|
| 担当 | (災対) 本部／(災対) 政策経営部／(災対) 総務部／(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) 区民部／(災対) 生活環境部／(災対) 福祉部／(災対) 医療衛生部／(災対) まちづくり部／(災対) 土木部／(災対) 教育振興部 |
|----|---|

主な受援業務は、次のとおりとする。

- (1) 情報連絡員の受け入れ 【(災対) 危機管理室】
- (2) 区災対本部業務 【(災対) 危機管理室】
- (3) 避難所運営 【(災対) 危機管理室／(災対) 福祉部／(災対) 教育振興部】
- (4) 物資の仕分け・荷降ろし等 【(災対) 危機管理室／(災対) 総務部／(災対) 地域振興部／(災対) 区民部】
- (5) 応急復旧業務全般（窓口受付など）【(災対) 区民部】
- (6) 住家被害認定調査・罹災証明書交付【(災対) 区民部／(災対) まちづくり部】
- (7) 都市復興基本計画作成のための家屋被害状況調査【(災対) まちづくり部】
- (8) 社会公共施設の応急危険度判定【(災対) 総務部／(災対) まちづくり部】
- (9) 被災住宅の応急危険度判定【(災対) まちづくり部】
- (10) 被災宅地危険度判定【(災対) まちづくり部】
- (11) 応急仮設住宅供与及び応急修理にかかる募集・受付・審査等業務【(災対) まちづくり部】
- (12) 災害廃棄物処理【(災対) 生活環境部】
- (13) 健康・保健（保健師業務）【(災対) 医療衛生部】
- (14) 医療業務（医師）【(災対) 医療衛生部】
- (15) 応急給水（給水車派遣）【(災対) 区民部】
- (16) 道路・河川・橋梁等応急復旧【(災対) 土木部】

3-5 ボランティアとの連携・支援

| | |
|----|---------------------------------|
| 担当 | (災対) 本部／北区社会福祉協議会／東京都北区市民活動推進機構 |
|----|---------------------------------|

- (1) 災害時のボランティア活動の本部となる災害ボランティアセンターをNPO・ボランティアぷらざに設置する。また、ボランティアの円滑な活動のために、みどりと環境の情報館（エコベルデ）に活動拠点を設置する。なお、災害の種別や被災状況、復旧・復興状況等を考慮し、必要に応じて設置場所を随時変更することとする。
- (2) 区は、東京都災害ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動に対する情報収集や調整等を行う。
- (3) 災害ボランティアセンターの立ち上げ、管理及び運営は、区、北区社会福祉協議会及び東京都北区市民活動推進機構の協働とする。ただし、管理及び運営は、可能な限り北区社会福祉協議会及び東京都北区市民活動推進機構が行い、区は、必要な援助及び情報提供を行う。

(4) 外部からのボランティアに関しては、飲料水や食料の確保は可能な限り自ら調達することを基本とし、災害時にはその旨についてホームページ等にて周知を図る。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
- 第2章 区民と地域の防災力向上【応急対策】
- 6 ボランティアとの連携 (p震-76) 参照

4 物的受援

4-1 物資の調達要請

| | |
|----|------------------------|
| 担当 | (災対) 本部／(災対) 地域振興部／東京都 |
|----|------------------------|

大規模災害時には、区備蓄物資数量を踏まえ、物資調達・輸送調整等支援システムにより東京都に応援を要請する。

また、調達協定締結団体に要請する。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
- 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進
- 【応急対策】3 物資の調達要請 (p震-342) 参照

4-2 プッシュ型支援の受け入れ

| | |
|----|------------------------|
| 担当 | (災対) 本部／(災対) 地域振興部／東京都 |
|----|------------------------|

被災状況によっては、国及び都からプッシュ型支援の可能性があることを踏まえ、物資受け入れ体制をとる。

4-3 個人・企業からの物資の受け入れ

| | |
|----|--------------------|
| 担当 | (災対) 本部／(災対) 地域振興部 |
|----|--------------------|

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
- 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進
- 【応急対策】5 義援物資の取扱い (p震-344) 参照

第13章 人的・物的受援（応援の受入れ）体制

【応急対策】

4-4 物資の集積と搬送

| | |
|----|---------------------------------|
| 担当 | (災対) 本部／(災対) 地域振興部／(災対) 区民部／東京都 |
|----|---------------------------------|

食料品や生活必需品等の物資は、本計画第4章に従って地域内輸送拠点を設置し、集積及び輸送する。物資輸送は、(災対) 地域振興部が作成する配分計画に基づいて、(災対) 区民部が行う。物資の仕分け作業及び輸送作業は、物流業者への委託を検討する。

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

【応急対策】4 救援物資の受入れ・配分 (p震-343) 参照

4-5 継続的要請

| | |
|----|------------------------|
| 担当 | (災対) 本部／(災対) 地域振興部／東京都 |
|----|------------------------|

区は、都及び調達協定団体と継続的に連絡調整を行い、必要な物資の受入れに努める。調達協定団体は、継続的に物資供給に努める。

5 費用負担

| | |
|----|--|
| 担当 | (災対) 本部／(災対) 政策経営部／(災対) 総務部／(災対) 危機管理室 |
|----|--|

区が被災し、人的・物的受援を行った場合の費用負担は、関係法令及び相互応援協定に従う。

- (1) 応援に要する費用は、原則として応援を受けた被災自治体が負担する（災害対策基本法第92条）。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援をする自治体の負担とする（地方公務員災害補償法）。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援をする自治体が賠償責任を負う（国家賠償法第1条等）。
- (4) 災害救助法の規定による救助に要する費用は、都がこれを支弁する（災害救助法第18条）。

第13章 人的・物的受援（応援の受け入れ）体制 【応急対策】

6 被災地への人的物的応援

6-1 被災地への人的応援

| | |
|----|-----------------------------|
| 担当 | (災対) 総務部／(災対) 危機管理室／東京都／特別区 |
|----|-----------------------------|

- (1) 区は、区外で大規模災害が発生したときは、災害対策基本法、都、特別区長会からの要請、相互応援協定に基づき、被災自治体へ応援職員を派遣する。
- (2) 応援職員派遣に当たっては、実際に応援職員を派遣する前に、派遣先自治体の被災状況、必要な派遣人数及び必要な職能を調査把握するために先遣職員を派遣する。
- (3) 被災自治体の状況によって、派遣期間が長期になる場合は、応援職員の派遣期間を重複させるなど、業務の継続性に配慮する。
- (4) 応援職員の派遣に当たっては、応援業務に必要となる資機材の持参を原則とする。
- (5) 区は、派遣した職員による報告会を開催するなど、経験を広く共有する機会を設ける。

6-2 被災自治体への物的支援

| | |
|----|-----------------------------|
| 担当 | (災対) 総務部／(災対) 危機管理室／東京都／特別区 |
|----|-----------------------------|

区は、相互応援協定締結自治体、被災自治体及び都（都が調整した広域応援協定団体からの要請を含む。）からの要請に基づき、被災自治体へ物的支援を行う。

物的支援に当たっては、被災自治体の状況に応じて、現地までの輸送、現地での仕分け及び必要箇所への配送の対応を支援として考慮する。

第14章 富士山噴火降灰対策・大規模停電対策

【富士山噴火降灰対策】

1 噴火による被害想定

本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16(2004)年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を基礎とする。

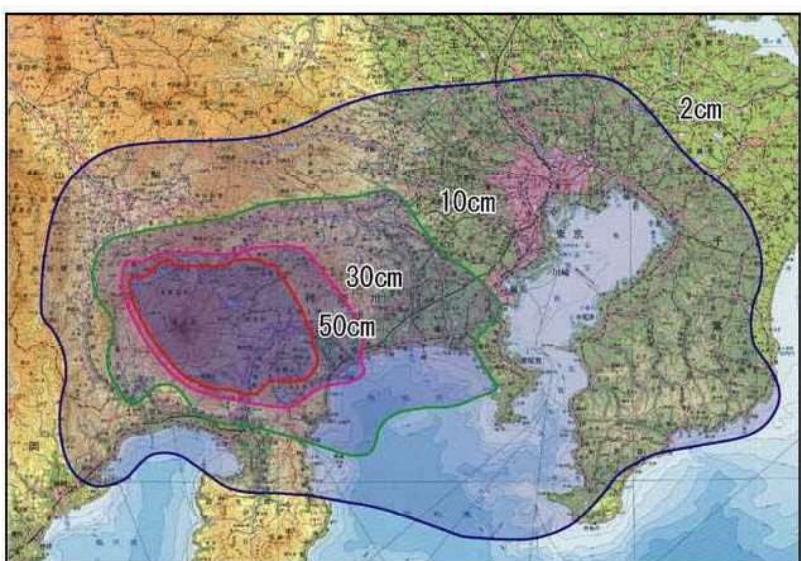
これは、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火碎流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。

なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化する。

噴火の規模及び被害の概要は、次のとおりである。

| 内容 | | |
|--------|--------------|---------------------------------------|
| 噴火の規模等 | 規模 | 宝永噴火と同程度 |
| | 継続期間 | 16日間 |
| | 時期 | ①梅雨期 ②その他の時期 |
| 被害の原因 | 降灰 | |
| 被害の範囲 | 区内全域 | |
| 被害の程度 | 2~10cm程度 | |
| 被害の概要 | 降灰に伴うもの | 健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響 |
| | 降灰後の降雨等に伴うもの | 洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害 |

降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典：富士山火山広域防災対策基本方針より

2 災害予防計画

富士山噴火に伴う降灰による被害は、区においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きい。よって、降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を策定する。

予防計画の実行に当っては、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体、防災市民組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等のつながりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、都とともにこれらの進め方について検討する。

2-1 各防災機関の予防業務及び役割

| | |
|----|-------------|
| 担当 | 区各部／各防災関係機関 |
|----|-------------|

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
- 第1章 区、区民、事業者の基本的責務と役割
- 2 防災機関業務大綱 (p震-25) 参照

2-2 訓練及び防災知識の普及

| | |
|----|-------|
| 担当 | 危機管理室 |
|----|-------|

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
- 第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
- 【予防対策】1 初動態勢の整備 1-9 各種訓練の充実 (p震-173) 参照

2-3 区民等の防災行動力の向上

| | |
|----|-------------|
| 担当 | 区各部／各防災関係機関 |
|----|-------------|

- (1) 日頃から報道機関、区、都等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておく。
- (2) 自分の住む地域の降灰の予測状況を把握しておく。
- (3) マスク、目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。
- (4) 降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- (5) 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
- 第2章 区民と地域の防災力向上【予防対策】(p震-43) 参照

3 災害応急・復旧対策計画

都が令和5(2023)年12月に公表した「大規模噴火降灰対応指針」を踏まえ、富士山が噴火し、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、区、都及び防災関係機関がとるべき災害応急・復旧対策について定める。

3-1 応急活動体制

| | |
|----|-----------------|
| 担当 | (災対) 各部／各防災関係機関 |
|----|-----------------|

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
【応急対策】1 初動態勢 (p震-181) 参照

3-2 情報の収集及び伝達

| | |
|----|-----------------|
| 担当 | (災対) 各部／各防災関係機関 |
|----|-----------------|

降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

よって、降灰情報の伝達及び降灰による被害発生時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定めておく。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第6章 情報通信の確保 【応急対策】 (p震-213) 参照

3-3 応援協力・派遣要請

| | |
|----|---------------------|
| 担当 | (災対) 総務部／(災対) 危機管理室 |
|----|---------------------|

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
【応急対策】3 応援協力・派遣要請 (p震-204) 参照

3-4 警備・交通規制

| | |
|----|---------------|
| 担当 | 警視庁／警察署／都災対本部 |
|----|---------------|

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【応急対策】1 道路・橋りょう 1-2 交通規制 (p震-148) 参照
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
【応急対策】2 消防・救助・救急及び警備活動 2-3 警備 (p震-203) 参照

第14章 富士山噴火降灰対策・大規模停電対策 【富士山噴火降灰対策】

3-5 避難等

| | |
|----|---|
| 担当 | (災対) 本部／(災対) 総務部／(災対) 地域振興部／(災対) 福祉部／(災対) 医療衛生部／(災対) まちづくり部／(災対) 教育振興部／(災対) 子ども未来部／警察署／消防署／都福祉局／都保健医療局／北区社会福祉協議会／東京都獣医師会北支部／東京都北区市民活動推進機構 |
|----|---|

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第9章 避難者対策【応急対策】(p震-313) 参照

3-6 救援・救護

| | |
|----|---|
| 担当 | (災対) 総務部／(災対) 福祉部／(災対) 医療衛生部／(災対) 区民部／(災対) 生活環境部／警察署／消防署(東京消防庁)／都総務局／都福祉局／都保健医療局／都病院経営本部／都建設局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部／北区訪問看護ステーション連絡協議会／東京都獣医師会北支部／東京DMAT／東京DPAT／日本赤十字社／献血供給事業団／自衛隊／第三管区海上保安本部／各防災関係機関 |
|----|---|

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第7章 医療救護・保健等対策【応急対策】(p震-243) 参照

3-7 交通機関の応急・復旧対策

| | |
|----|---|
| 担当 | (災対) 土木部／警視庁／都交通局(都電荒川線)／都建設局／都第六建設事務所／関東地方整備局／首都高速道路(株)／東日本高速道路(株)／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株) |
|----|---|

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【応急対策】1 道路・橋りょう (p震-145) 参照 2 鉄道施設 (p震-153) 参照
【復旧対策】1 道路・橋りょう (p震-165) 参照 2 鉄道施設 (p震-165) 参照

3-8 ライフライン等の応急・復旧対策

| | |
|----|---|
| 担当 | 都水道局／都下水道局／東京電力パワーグリッド(株)／東京ガス(株)／ガス事業者／通信事業者 |
|----|---|

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【応急対策】4 水道 (p震-159) 参照 5 下水道 (p震-160) 参照
6 電気・ガス・通信等 (p震-161) 参照
【復旧対策】4 水道 (p震-167) 参照 5 下水道 (p震-167) 参照
6 電気・ガス・通信等 (p震-168) 参照

3-9 宅地等の降灰対策

担当 (災対) 本部／都都市整備局／国土交通省都市局

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び区民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなる。

このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

そのため、各防災関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。

宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則である。しかし、一般の住民では対応が困難な対策については、区が対応する。

3-10 火山灰の収集及び処分

担当 (災対) 本部／東京都／国

(1) 火山灰の収集・運搬

- ア 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。
- イ 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。
- ウ 宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行うものとする。
- エ 宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行うものとする。

(2) 火山灰の処分・最終処分場の確保

区は、国及び都に対し、富士山の大規模噴火による大量の降灰に備え、火山灰の除去・処分方法について明確な指針を示すとともに、降灰による都市基盤への影響について、的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うことを要望していく。

【大規模停電対策】

1 基本方針

大規模停電災害により、区民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るために、区や防災関係機関等が実施する各種の予防、応急対策については、本計画に定める。

2 災害予防計画

区、都、防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

2-1 実施事項

| | |
|----|--------------------|
| 担当 | 区各部／各防災関係機関／各施設管理者 |
|----|--------------------|

(1) 区及び防災関係機関

- ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から防災関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- ウ 区民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- エ 防災関係機関が相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講じるものとする。
- オ 防災関係機関が相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(2) 病院等の重要施設

病院、要配慮者利用施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

3 災害応急対策

3-1 情報通信

担当 (災対) 各部／各防災関係機関

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第6章 情報通信の確保【応急対策】

1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

(p震-213) 参照

3 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）(p震-216) 参照

3-2 災害広報

担当 (災対) 各部／各防災関係機関

区や防災関係機関は、区民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

<災害広報の内容>

- ・停電及び停電に伴う災害の状況
- ・防災関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・停電の復旧の見通
- ・避難の必要性等、地域に与える影響
- ・その他必要な事項

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第6章 情報通信の確保【応急対策】

4 広報体制 (p震-225) 参照 5 相談窓口体制 (p震-230) 参照

6 区民相互の情報連絡等 (p震-230) 参照

3-3 応急活動体制

担当 (災対) 各部／各防災関係機関

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

【応急対策】1 初動態勢 (p震-181) 参照

第14章 富士山噴火降灰対策・大規模停電対策 【大規模停電対策】

3-4 消防活動

| | |
|----|-------------|
| 担当 | 警察署／消防署／自衛隊 |
|----|-------------|

エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助等を実施する。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
- 第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
- 【応急対策】2 消防・救助・救急及び警備活動
- 2-2 救助・救急活動 (p震-202) 参照

3-5 医療救護活動

| | |
|----|--|
| 担当 | (災対) 総務部／(災対) 福祉部／(災対) 医療衛生部／(災対) 区民部／(災対) 生活環境部／警察署／消防署（東京消防庁）／都総務局／都福祉局／都保健医療局／都病院経営本部／都建設局／北区医師会／北歯科医師会／滝野川歯科医師会／北区薬剤師会／柔道整復師会北支部／北区訪問看護ステーション連絡協議会／東京都助産師会北地区分会／東京都獣医師会北支部／東京DMAT／東京DPAT／日本赤十字社／献血供給事業団／自衛隊／第三管区海上保安本部／各防災関係機関 |
|----|--|

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
- 第7章 医療救護・保健等対策【応急対策】 (p震-243) 参照

3-6 交通対策

| | |
|----|---------------|
| 担当 | 警視庁／警察署／都災対本部 |
|----|---------------|

警察署は、信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置する。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
- 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
- 【応急対策】1 道路・橋りょう 1-2 交通規制 (p震-148) 参照
- 第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
- 【応急対策】2 消防・救助・救急及び警備活動 2-3 警備 (p震-203) 参照

3-7 避難所対策

| | |
|----|--|
| 担当 | (災対) 本部／(災対) 総務部／(災対) 地域振興部／(災対) 生活環境部／(災対) 福祉部／(災対) 医療衛生部／(災対) まちづくり部／(災対) 教育振興部／(災対) 子ども未来部／警察署／消防署／都福祉局 |
|----|--|

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第9章 避難者対策【応急対策】
 2 避難場所の運営・避難所の開設・管理運営等 (p震-316) 参照

3-8 応急電力対策

| | |
|----|------------------------------|
| 担当 | (災対) 本部／東京電力パワーグリッド株／各防災関係機関 |
|----|------------------------------|

区や防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、可能な範囲で、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【応急対策】 6 電気・ガス・通信等 6-1 電気 (p震-161) 参照

3-9 給水対策

| | |
|----|------------------------|
| 担当 | (災対) 区民部／都水道局北部支所 北営業所 |
|----|------------------------|

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【応急対策】 2 飲料水の供給 (p震-340) 参照

3-10 防犯対策

| | |
|----|-----|
| 担当 | 警察署 |
|----|-----|

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】 2 消防・救助・救急及び警備活動 2-3 警備 (p震-203) 参照

第14章 富士山噴火降灰対策・大規模停電対策
【大規模停電対策】

3-11 自衛隊派遣要請

| | |
|----|---------------------|
| 担当 | (災対) 総務部／(災対) 危機管理室 |
|----|---------------------|

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
【応急対策】3 応援協力・派遣要請 (p震-204) 参照

3-12 広域応援

| | |
|----|---------|
| 担当 | (災対) 各部 |
|----|---------|

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第13章 人的・物的受援(応援の受け入れ)体制
【応急対策】(p震-382) 参照